農地・農業用施設災害復旧工事の申請方法について

（おしらせ）

災害復旧事業の対象となる農地・農業用施設（農道・用排水路等）は、下記の方法で申請を受け付け致します。

○災害発生時の申請方法

被害報告については急を要しますので、まず「口頭」で場所・工種（農地、道路、水路等）・延長・高さについて災害発生より**２日以内**にご連絡ください。

そして、災害復旧工事申請書の提出は災害発生より**５日以内**にお願いいたします。

なお、申請書は**被災地の区長及び、受益代表者連名**で申請して下さい。

災害申請による現地調査については、後日申請に基づいて調査日程等のご連絡いたしますので、**現地調査日までに被災箇所の草刈等お願い致します。**

（※　災害復旧工事申請書は区長宅または役場にあります。）

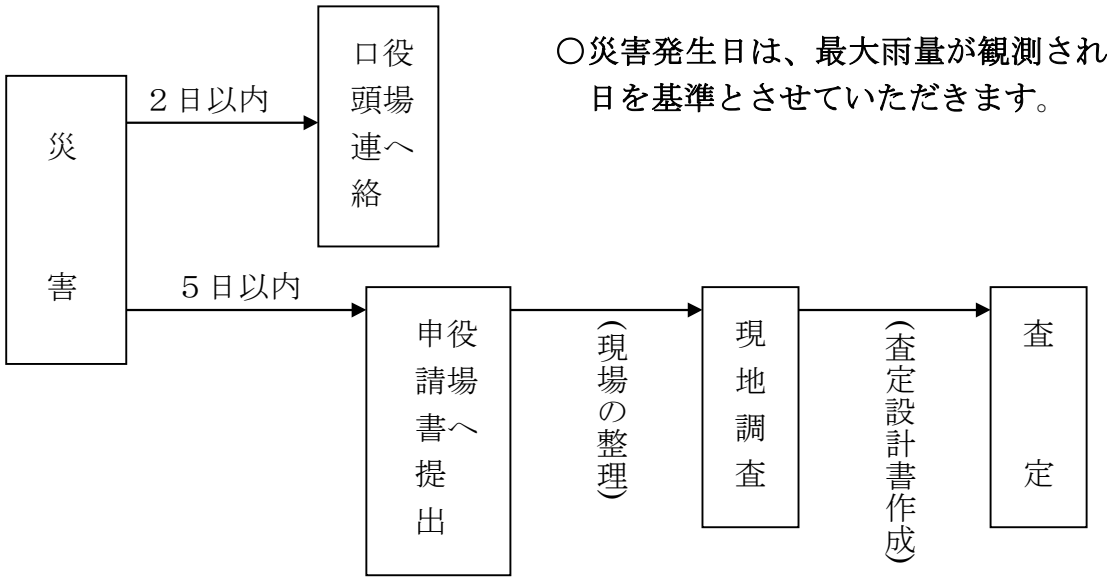

○災害発生日は、最大雨量が観測された日を基準とさせていただきます。

○申請対象となる施設は、適正な維持管理を行っていることが前提となっております。よって、維持管理の義務を怠ったことに起因したと認められる災害は**「欠格」**とされ採択されませんので、日頃から適正な維持管理を徹底する様お願い致します。また申請時において**維持管理状況資料（点検記録簿・維持管理状況写真等）が必ず**必要となりますので整理もあわせてお願いします。

別紙　記入例を参考にして下さい。

（作業日・写真等は必ず撮り保管して下さい。）

九度山町役場　建設課